

(2) 助成金の支給申請

- 「事業所内託児施設助成金支給申請書」に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する婦人少年室経由で労働大臣に提出して下さい。
- 助成金支給申請書の提出期間

《設置費》

運営開始日が1月1日から6月末日の場合 ―――▶ 7月1日から7月末日まで
7月1日から12月末日の場合 ―――▶ 翌年の1月1日から1月末日まで

《運営費》

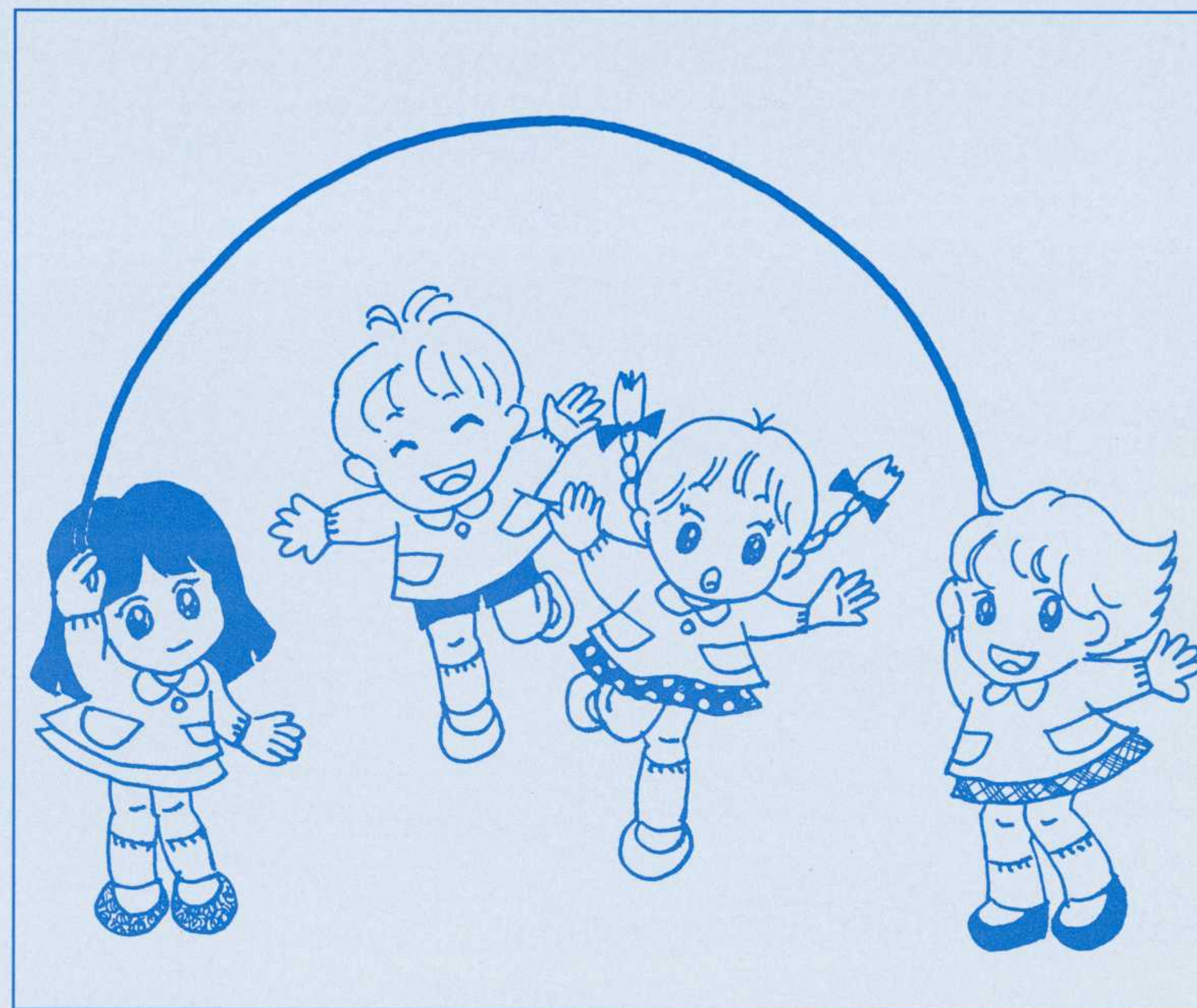
毎年1月1日から12月31日までの支給対象該当期間について翌年の1月1日から1月末日まで

- ※ 偽りその他の不正の行為により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還していただくことになります。
- ※ 助成金の支給対象となる事業所内託児施設の設置及び運営費に関して、国、雇用促進事業団及び(財)児童手当協会からの助成金等の支給を受けている場合は、この助成金を受けることはできません。
- ※ この助成金の支給対象となった固定資産については、法人税第42条の規定による圧縮記帳の取扱いを受けます。

お申込みはお早めに

- 申請時期に御注意下さい。
- この助成金についてのご相談・お問い合わせは
最寄りの婦人少年室へどうぞ

事業所内託児施設助成金のご案内



この助成金は、職業生活と家庭生活の両立に関する環境整備を図ることを目的に、新たに事業所内託児施設を設置し、運営開始する等の事業主等に対して、費用の一部を助成する制度です。

労働省婦人局

【助成金の支給対象事業主等】

この助成金は事業所内託児施設を、新たに設置・運営又は運営を開始した雇用保険適用事業主又は事業主の団体に対して支給します。

事業主には、複数の事業主が共同して、事業所内託児施設を設置・運営する等の場合も含まれます。

I 事業所内託児施設を設置・運営開始する事業主又は事業主団体の場合

次のすべての要件を満たしていることが必要です

- (1) 「事業所内託児施設設置・運営計画」を作成し、あらかじめ労働大臣の認定を受けたこと
- (2) (1) の認定を受けた日の翌日から1年以内に、事業所内託児施設を設置・運営開始したこと
- (3) 育児休業法に基づく育児休業制度を導入していること（※）
- (4) 雇用する労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置を講じていること（※）

II 事業所内託児施設を運営開始する事業主又は事業主団体の場合

次のすべての要件を満たしていることが必要です

- (1) 「事業所内託児施設運営計画」を作成し、あらかじめ労働大臣の認定を受けたこと
- (2) 認定を受けた日の翌日から6カ月以内に、運営開始したこと
- (3) 育児休業法に基づく育児休業制度を導入していること（※）
- (4) 雇用する労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置を講じていること（※）

※事業主の団体においては、一定の構成員事業主が実施していること。

【支給対象事業所内託児施設の要件】

この助成金の支給対象となる事業所内託児施設は、施設の規模・構造・設備及び運営等について、一定の要件を満たすことが必要です。

- 施設の規模は、乳幼児の定員がおおむね10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は原則として7㎡以上であること。
- 建物の構造・設備が乳幼児の保育に適するもので、かつ非常災害に対する設備が設けられていること。
- 保育に従事する者は、少なくとも2人（うち有資格の保母等が1人）以上いること。
- 託児時間は、雇用する労働者が利用しやすいものであること。 等

【助成金の額】

事業所内託児施設の設置又は運営に要した費用の1/2の額が助成金として支給されます。（ただし、1事業主につき、それぞれ1回を限度とします。）

《設置費》

最高 **2,000** 万円まで支給されます。

※ 事業所内託児施設の設置に要した費用の中には増改築及び購入を含みます。ただし、土地取得に係わる費用は含まれません。

《運営費》

最高 1年間 **360** 万円まで **5** 年間支給されます。

※ 保育に従事する者に係わる人件費が対象となります。
なお、施設が賃貸の場合については、それに係わる借料も対象となります。

【助成金の支給手続き】

(1) 設置・運営計画の認定申請

- 「事業所内託児施設設置・運営計画認定申請書」又は「事業所内託児施設運営計画認定申請書」に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する婦人少年室経由で労働大臣に提出して下さい。

- 認定計画申請書の提出期間

事業所内託児施設を設置（予定）の着手又は運営を開始する日の2カ月前までです。

※ 労働省において審査を行い、その結果を申請事業主等に対して、婦人少年室を通じてお知らせします。